

熱山課長	山田課長	山田課長	課	員	担当者	2月17日	供	覽
[Redacted Name]								

熱海市伊豆山 における林地
開発(住宅造成)にかかる
申請書について、
森林保全課に相談し、
法律相談してもらいました。

法律相談票(法務文書課法規班)

日時	令和2年2月17日(月) 午後2時00分から
対応者	法務文書課 [Redacted]
相談者	森林保全課 [Redacted]
相談内容	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散した会社から林地開発行為を地位承継する手続きを進めている案件がある。 ・承継者は、開発行為に係る土地の権利を取得済みであり、かつ解散した会社の清算人から承継に係る同意書を取得している。 ・承継者から、「申請図書の事業者控えを譲り受けることができないため、県が所有している申請図書を見せてもらえないか?」と話があった。 <p>【相談事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地位承継を以て、これまでの申請図書の帰属は承継者に移ると解してよいのか。 ・承継者が申請図書の申請書控えを譲り受けることができない場合、県の有している申請図書を申請者に閲覧・写真撮影させることは可能か。 <p>【対応案】想定されるケースごとに場合分けて検討。 大前提として、「申請書控えを譲り受けることができない」理由の確認が必要。</p> <p>①申請書控えを所有している者が事業の承継に反対している場合</p> <p>②申請書控えを所有している者が申請図書の受け渡しに金銭等を要求しており、これを承継者が拒否している場合。 →申請図書の所有者が、開発行為に対して何らかの権利を有していないかを確認。</p> <p>○権利を有していない場合→地位承継が適切に実施されれば、県の有する申請図書を承継者に閲覧等させることができる。(基本的には、当事者間で問題を解決するよう指導。)⇒地位承継届受理後に相談</p> <p>○権利を有している場合→地位承継手続き自体に問題あり。当事者間で問題を解決してから林地開発許可に係る手続きを行うよう指導。</p> <p>③申請図書控えを紛失している場合 →地位承継が適切に実施されれば、県の有する申請図書を承継者に閲覧等させることができる。⇒地位承継届受理後に相談</p>

【回答】

- ・ 地位承継届が提出される前の段階であれば、(同意書の有無に関わらず)公文書開示請求により対応すること。
- ・ 複数人の承継者が現れトラブルに発展するおそれもあるので、以下の件をしっかりと確認。
 - * だれが申請図書を保有しているか？
 - * なぜ、申請書の譲渡してもらえないのか？
 - * 申請図書を保有している者は、開発行為に対してなんらかの権利を有しているか？
- ・ トラブルがある場合は、それを解決してから地位承継に係る手続きを行うよう事業者を指導すべき。
- ・ 問題が解決しないまま承継届が提出された場合は、再度対応を法務文書課に相談。

10/20



の件
メール 森林保全課

宛先: メール 東部農林治山

2020/02/18 09:14

送信者:
このメールの返信先: メール 森林保全課

東部農林事務所 治山課

お世話になっております。

法務文書課法規班に確認をしたので結果を送付します。
要約すると以下のとおりです。

- 地位承継届の受理前であれば、公文書開示請求により対応。
- 地位承継に係るトラブルがないか慎重に確認。
- トラブルの種を残したまま地位承継届が提出された場合は、再度対応を法規に相談。



R2.2.17法律相談票(地位承継後の申請図書の帰属).docx

 静岡県経済産業部森林・林業局 森林保全課
 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 県庁東館13F
 TEL:054-221-2643 FAX:054-221-2829
 E-mail: shinrinhozen@pref.shizuoka.lg.jp
 http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-640/index.html
